令和７年（フ）第１５６４号
北九州市小倉南区沼新町一丁目１番22―201号、前住所福岡市南区長丘５丁目８番18号ベルメゾン長丘エミネンス702号
破産者　松本　由美
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１０７号
岩手県奥州市水沢佐倉河字北宮田140番地１ターンドウルＭＩＹＡＴＡ　Ｆ号、旧住所岩手県奥州市水沢字聖天55番地　セントレージＳ　Ⅱ―101号
破産者　関　　亮
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

令和７年（フ）第２７４８号
名古屋市天白区高坂町273番地　高坂荘19棟405号、従前の住所名古屋市緑区鳴子町１丁目52番地　アーバンラフレ鳴子３棟402号
破産者　阿部　麻美
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１６９号
和歌山市弘西571番地　みのり紀伊510、前住所和歌山市六十谷59番地８
破産者　山口　明美
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第９４１号
広島県東広島市八本松飯田６丁目20番12号プランタンＧ102号
破産者　ＲｅＣＲＯＳＳ、ＫＢネットこと　古武　史也
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１９８３号
福岡市城南区片江５丁目14番19号、前住所福岡市城南区南片江５丁目21番60―２号
破産者　石橋　理江
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第２３３２号
福岡市博多区大字立花寺173番地15　さわやか立花舘、前住所福岡市中央区荒戸２丁目３番17―606号　アンピールマキシム大濠
破産者　田中　久喜
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第７９２号
北九州市小倉北区重住３丁目７番12号（第７エルザビル３Ｆ）
破産者　野口　茂樹
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第８９７号
福岡市南区高宮一丁目９番18号
破産者　株式会社タイホー
1　破産債権の届出期間　令和８年９月７日まで
2　一般調査期日　令和８年10月７日午前11時30分
令和８年８月４日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７７号
北海道旭川市大町１条４丁目14番地の66　Ｒ＆ＭⅢ103号
破産者　中川　雅司
1　破産債権の届出期間　令和８年９月９日まで
2　一般調査期日　令和８年10月28日午後３時
令和８年８月10日　　旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２４号
栃木県栃木市岩舟町静1141―３、商業登記記録上の本店所在地栃木県栃木市岩舟町和泉224番地２
破産者　株式会社ＩＮＡＢＡＦＡＲＭ
1　破産債権の届出期間　令和８年９月15日まで
2　一般調査期日　令和８年10月30日午後１時30分
令和８年８月４日
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第９２８号
福岡市博多区博多駅南６丁目11番３―905号　サンビーム博多駅南
破産者　久保　湧己
1　破産債権の届出期間　令和８年９月15日まで
2　一般調査期日　令和８年９月29日午前11時
令和８年８月７日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第５９５号
札幌市白石区菊水４条２丁目３番28―205号
破産者　勝見　弘明
1　破産債権の届出期間　令和８年９月18日まで
2　一般調査期日　令和８年11月10日午前11時15分
令和８年８月７日
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第６７５号
栃木県栃木市都賀町木1567番地３、前住所栃木県足利市堀込町2587番地１　サンハイツ堀込202号
破産者　大橋　未岬
1　破産債権の届出期間　令和８年９月18日まで
2　一般調査期日　令和８年11月６日午前11時20分
令和８年８月７日
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６５５号
埼玉県川口市朝日１丁目１番１―720号　グリーンビューニュー川口
破産者　高橋　智弘
1　破産債権の届出期間　令和８年９月18日まで
2　一般調査期日　令和８年10月21日午後４時10分
令和８年８月７日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

債権者集会招集

令和８年（フ）第９２３号
大阪市平野区瓜破東２丁目８番２２号
破産者　有限会社サクセスエステート
1　期日　令和８年10月29日午後１時30分
2　会議の目的　財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和８年８月３日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第９９号
宮崎市橘通東５丁目２番13号　ウィステリアコート301号、前住所宮崎市祇園１丁目76番地　アルカディア祇園305号
破産者　海老原裕一郎
異議申述期間　令和８年９月24日まで
令和８年８月10日　　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１０号
宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1751番地
破産者　黒木　淳子
異議申述期間　令和８年９月24日まで
令和８年８月10日　宮崎地方裁判所延岡支部